

第7期松茂町障がい福祉計画
第3期松茂町障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

松 茂 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の概要	2
第2章 障がい福祉をめぐる現状と課題	6
1 障がい者の状況	7
2 第6期計画期間の状況(令和3年度～令和5年度)	9
3 相談支援事業所等のヒアリングからの課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 基本理念	23
2 基本的な考え方	24
第4章 障害福祉サービス等の実施目標	25
1 実施目標の設定	26
2 障害福祉サービス等の見込みと確保方策	31
3 障害児通所支援等の見込みと確保方策	43
4 その他の取り組み	45
第5章 計画の推進	47
1 計画の推進体制	48
2 計画の評価と見直し	49

「障害」に係る「がい」の字に対する取扱いについて

この「第7期松茂町障がい福祉計画」及び「第3期松茂町障がい児福祉計画」については、本文中で「障害」(全て漢字)と「障がい」(害をひらがな)の2種類の表記を使用しています。

法律や制度に基づく固有名詞及び引用文は「障害」(全て漢字)と表記し、それ以外は「障がい」(害をひらがな)と表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1

計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

松茂町では、平成19年3月に「第1期松茂町障がい福祉計画」を、平成30年3月に「第1期松茂町障がい児福祉計画」を策定して以来、計画的な障がい福祉サービスの充実と提供体制の確保に努めてきました。

この間、国では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）や「児童福祉法」の改正、その他関連する法律の施行など、障がい者をめぐる制度の充実が図られてきました。

この度、現行の「第6期松茂町障がい福祉計画」及び「第2期松茂町障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、新たな実施目標の設定やサービス量の見込みなど、国等の方針を踏まえた必要な見直しを行い、「第7期松茂町障がい福祉計画」及び「第3期松茂町障がい児福祉計画」を策定します。

(2) 計画の期間

第7期松茂町障がい福祉計画、及び第3期松茂町障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

◆計画の期間

前期計画			本計画		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次松茂町障がい者計画 (6年間)					
第6期松茂町障がい福祉計画 第2期松茂町障がい児福祉計画 (3年間)			第7期松茂町障がい福祉計画 第3期松茂町障がい児福祉計画 (3年間)		

(3) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であるとともに、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられます。

なお、計画策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や県の「徳島県障がい者施策基本計画」さらには、町の最上位計画である「松茂町総合計画」など、関連する計画との整合性を図ります。

障害者総合支援法第88条

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 (略)

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5～12 (略)

児童福祉法第33条の20

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

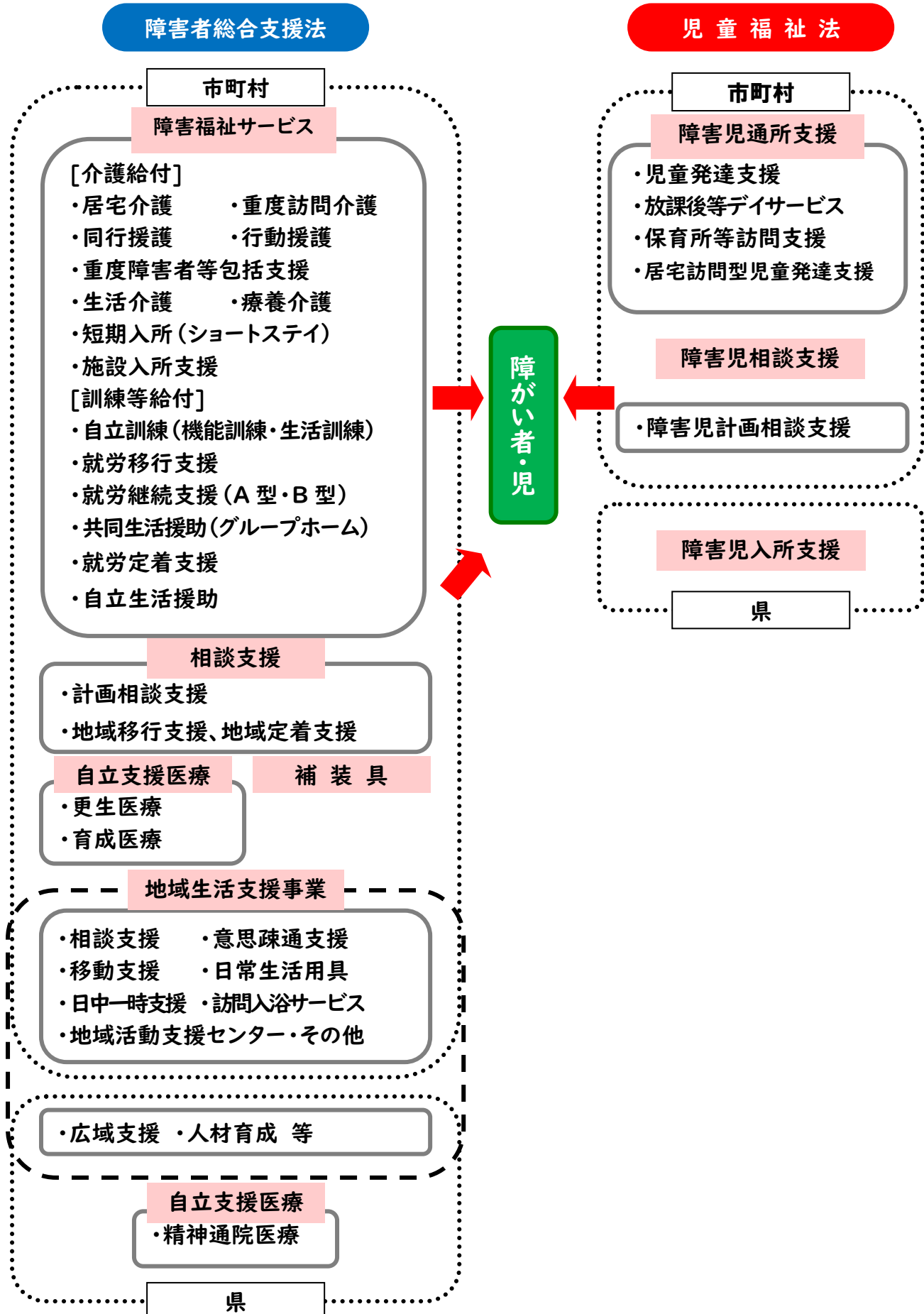
二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 (略)

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5～12 (略)

◆障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス事業体系の概要（令和6年4月1日～）



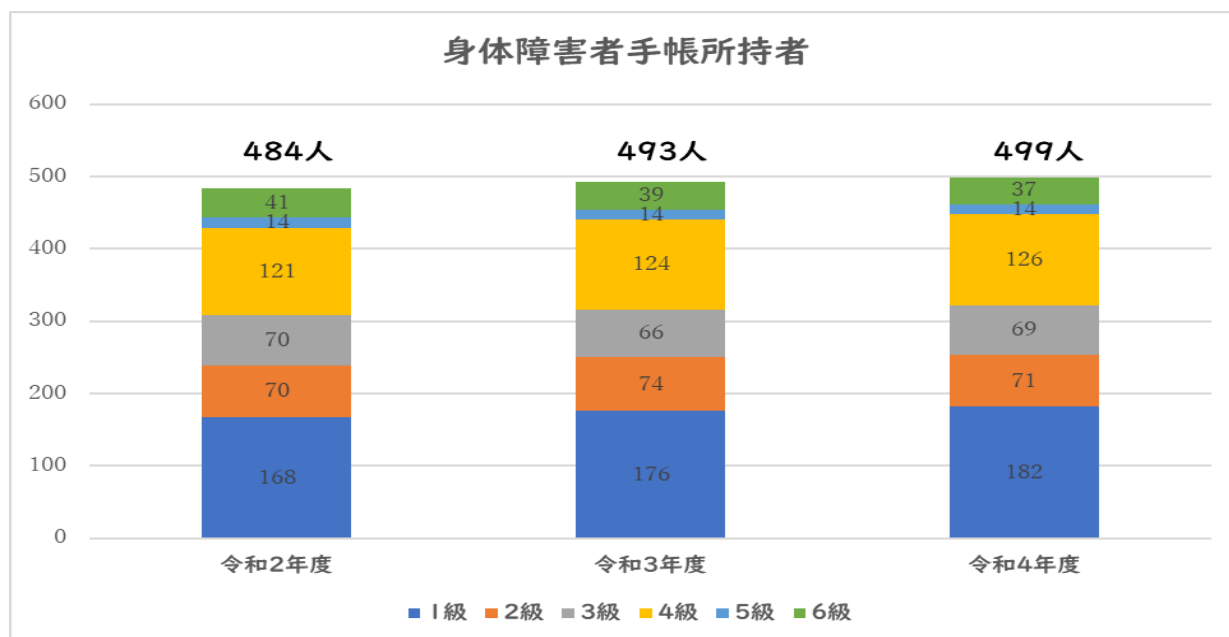
第2章 障がい福祉をめぐる現状と課題

1

障がい者の状況

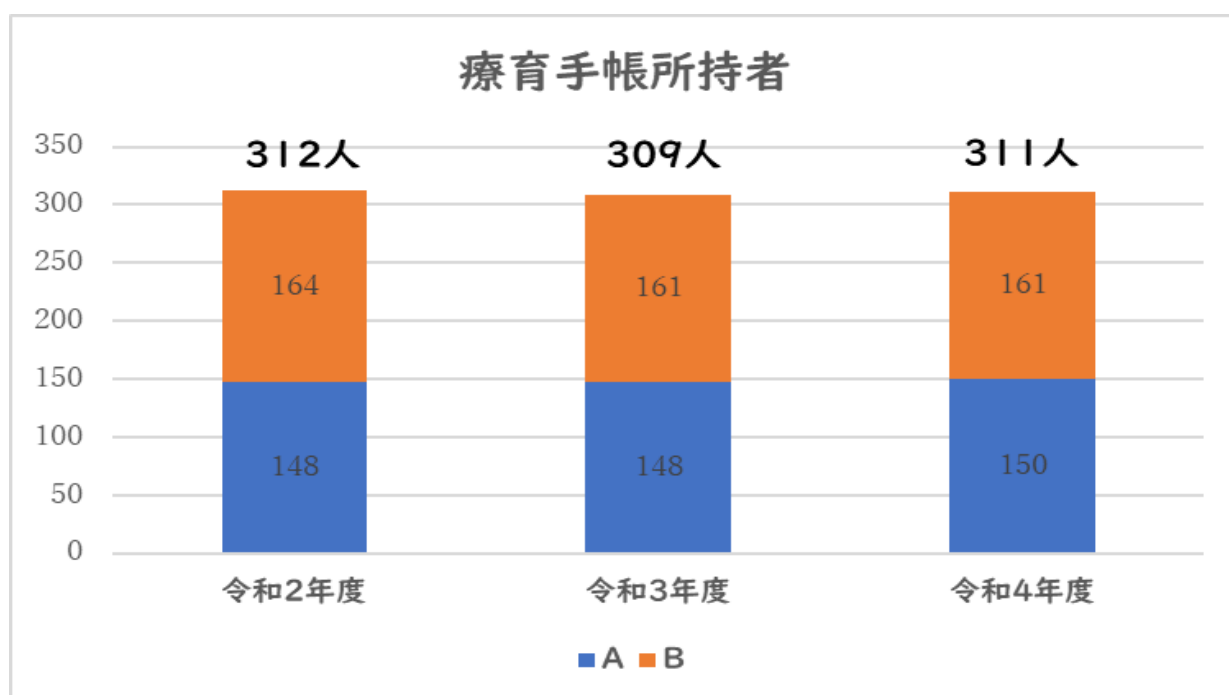
(1) 身体障がい者の状況

令和5年3月31日現在の身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数は499人で、令和2年度からの3年間で15人の増加となっており、増加傾向にあります。



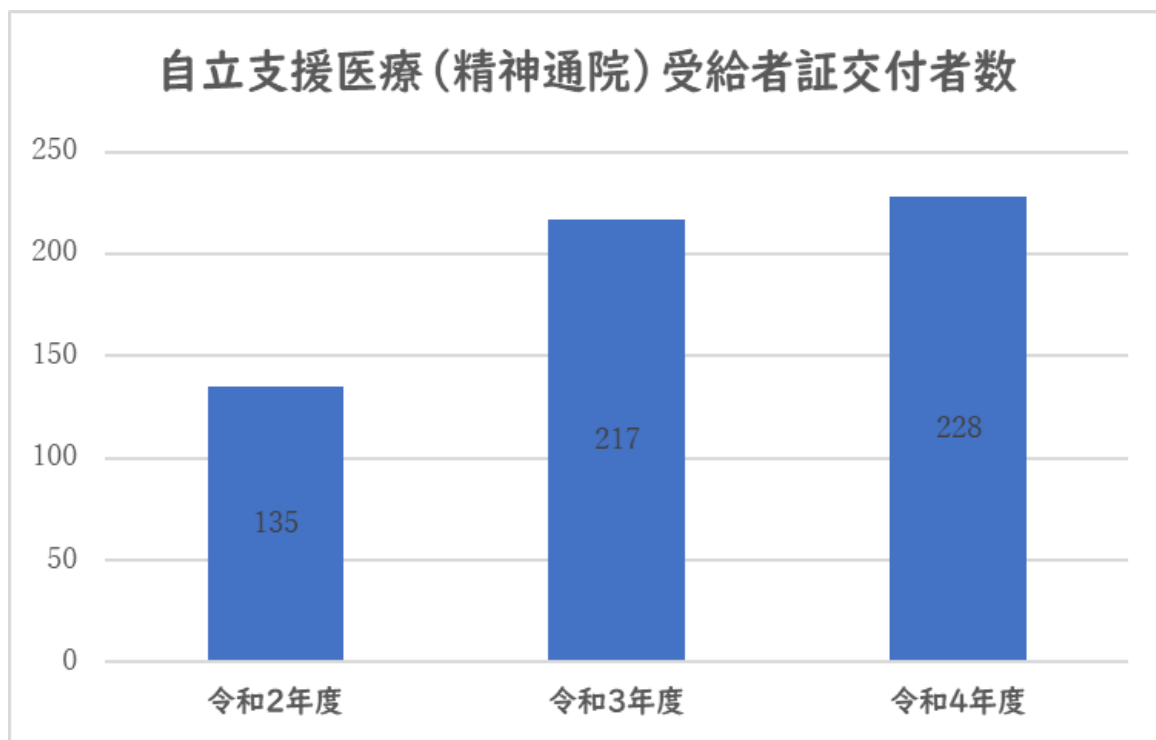
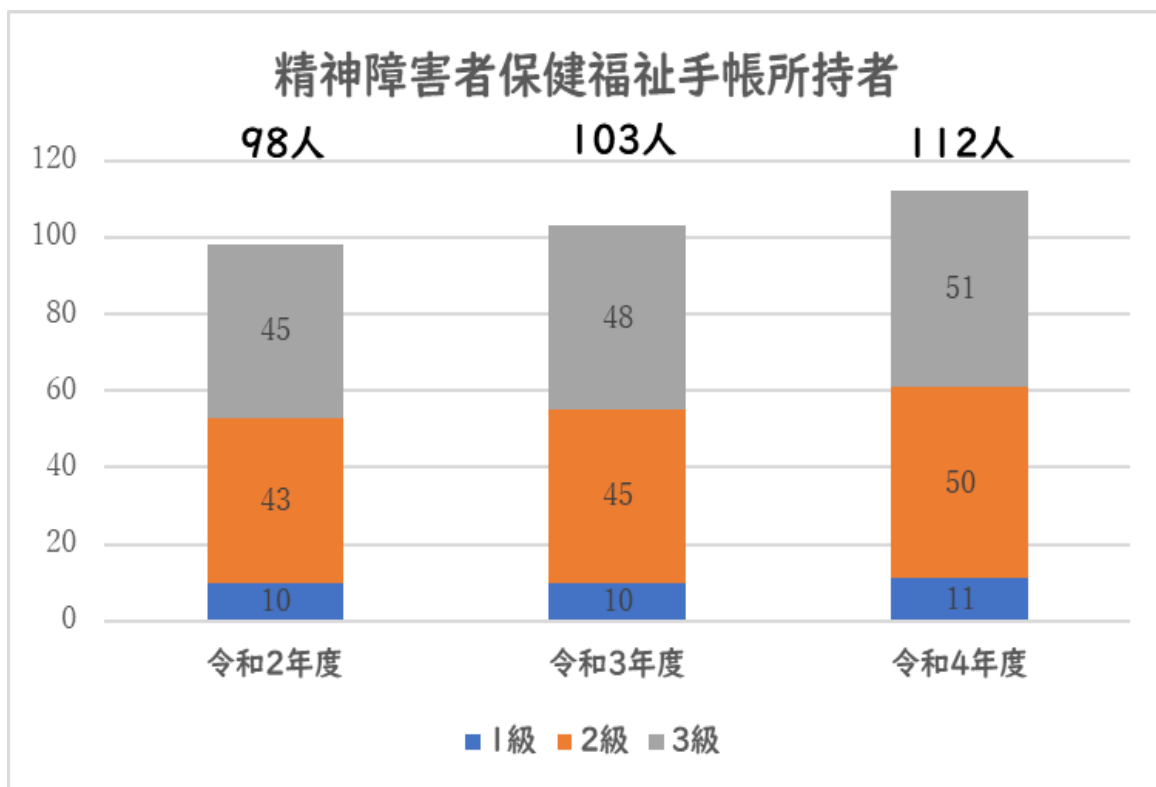
(2) 知的障がい者の状況

令和5年3月31日現在の知的障がい者（療育手帳所持者）数は311人で、令和2年度からの3年間で1人の減少となっていますが、全体的には横ばい傾向にあります。



(3) 精神障がい者の状況

令和5年3月31日現在の精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は112人で、令和2年度からの3年間で14人増加しており、自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数についても、93人の増加となっており増加傾向が続いています。



第6期計画期間の状況（令和3年度～令和5年度）

（1）障害福祉サービス等の利用状況

（数値は実利用者数。ただし令和5年度は実績等から推計した暫定値）

※福祉サービスの内容については、「第4章障害福祉サービス等の実施目標」に記載しています。

①訪問系サービス

■訪問系介護給付

各年度利用者数、利用時間数ともに見込量を下回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	見込量	64	67	68
		実績値	49	51	47
	時間分	見込量	12,895	13,470	13,824
		実績値	9,239	8,939	9,539

②日中活動系サービス

■生活介護

各年度利用者数、利用日数とも見込量をやや下回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	見込量	36	37	38
		実績値	34	32	36
	人日	見込量	8,512	9,095	9,564
		実績値	7,772	7,619	8,515

■自立訓練（機能訓練）

利用見込、実績ともありませんでした。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人	見込量	0	0	0
		実績値	0	0	0
	人日	見込量	0	0	0
		実績値	0	0	0

■自立訓練（生活訓練）

利用者数は、令和3・4年度は見込量を上回りましたが、令和5年度は見込量をやや下回りました。利用日数は、令和3・5年度は見込量を下回りましたが、令和4年度は見込量をやや上回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	人	見込量	2	3	3
		実績値	6	5	2
	人日	見込量	476	580	684
		実績値	375	622	309

■就労移行支援

各年度利用者数、利用日数とも見込量を下回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人	見込量	7	8	9
		実績値	5	5	5
	人日	見込量	1,418	1,636	1,854
		実績値	652	446	773

■就労継続支援（A 型）

利用者数は、令和3年度は見込量どおりでしたが、令和4・5年度は見込量を下回りました。

利用日数は、各年度とも見込量を下回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A 型）	人	見込量	14	15	16
		実績値	14	12	7
	人日	見込量	2,959	3,171	3,382
		実績値	2,482	1,799	1,650

■就労継続支援（B 型）

利用者数は、令和3・4年度では見込量を下回りましたが、令和5年度は見込量どおりとなりました。利用日数は、各年度とも見込量を下回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B 型）	人	見込量	33	34	35
		実績値	26	30	35
	人日	見込量	7,156	7,408	7,626
		実績値	5,487	5,630	7,060

■就労定着支援

利用者数は、令和3年度は見込量どおりでしたが、令和4年度以降は減少傾向にあります。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人	見込量	3	3	3
		実績値	3	2	1

■療養介護

利用者数は、各年度とも見込量をやや下回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	見込量	3	3	3
		実績値	2	2	2

■短期入所

各年度、利用者数、利用日数とも見込量を下回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	人	見込量	8	8	8
		実績値 (福祉型)	3	2	3
		実績値 (医療型)	0	0	0
	人日	見込量	103	110	118
		実績値 (福祉型)	73	62	88
		実績値 (医療型)	0	0	0

③居住系サービス

■自立生活援助

利用者数は、令和3年度は見込量を下回りました。令和4・5年度は実績がありませんでした。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	見込量	3	3	3
		実績値	1	0	0

■共同生活援助

利用者数は、各年度とも見込量を下回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	見込量	17	19	21
		実績値	12	10	10

■施設入所支援

利用者数は、各年度とも見込量を上回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人	見込量	18	18	17
		実績値	22	21	21

④相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

■計画相談支援

利用者数は、各年度とも見込量を下回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	見込量	117	126	135
		実績値	101	102	105

■地域移行支援

利用者数は、令和3・4年度は見込量を上回りました。令和5年度は見込量どおりでした。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人	見込量	1	1	1
		実績値	3	3	1

■地域定着支援

各年度とも利用はありませんでした。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	人	見込量	1	1	1
		実績値	0	0	0

(2) 地域生活支援事業の利用状況

(数値は年間を通じての利用量。ただし令和5年度は実績等から推計した暫定値)

■相談支援事業

相談支援事業の実施箇所数は、見込量どおりでした。成年後見制度利用支援事業は、令和3・4年度は見込量どおりでした。令和5年度は見込量を上回りました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業(箇所)	見込量	8箇所	8箇所	8箇所
	実績値	8箇所	8箇所	8箇所
成年後見制度利用支援事業	見込量	2	2	2
	実績値	2	2	3

■意思疎通支援事業

手話通訳者設置事業の設置者数は、各年度とも見込量どおりでした。手話通訳・要約筆記者派遣事業は、各年度とも見込量を上回りました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業(設置者数)	見込量	1	1	1
	実績値	1	1	1
手話通訳・要約筆記者派遣事業 (のべ利用者数)	見込量	82	82	82
	実績値	145	135	270

■日常生活用具給付等事業(年間総数)

在宅療養等支援用具は、令和3年度は見込量を上回りましたが、令和4・5年度は見込量を下回りました。排泄管理支援用具については、各年度とも見込量を下回りました。その他の用具は、全体的に見込量をやや下回りました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具(件)	見込量	1	1	1
	実績値	0	1	1
自立生活支援用具(件)	見込量	1	1	1
	実績値	2	0	1

在宅療養等支援用具(件)	見込量	3	3	3
	実績値	5	1	1
情報・意思疎通支援用具(件)	見込量	2	2	2
	実績値	0	2	1
排泄管理支援用具(件)	見込量	360	360	360
	実績値	215	201	200
居宅生活動作補助用具(件)	見込量	1	1	1
	実績値	0	1	0

■移動支援事業

個別支援型・車両移送型ともに、各年度とも見込量を下回りました。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業 (個別支援型)	人	見込量	22	22	22
		実績値	17	15	16
	時間	見込量	2,001	2,001	2,001
		実績値	1,441	1,882	1,999
移動支援事業 (車両移送型)	人	見込量	4	4	4
		実績値	3	3	3
	時間	見込量	215	215	215
		実績値	70	70	74

■地域活動支援センター

地域活動支援センターの設置箇所数は、見込量どおりでした。利用人数は、令和3年度は見込量を下回りましたが、令和4・5年度は見込量どおりでした。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援 センター	箇所	見込量	1	1	1
		実績値	1	1	1
	人	見込量	15	15	15
		実績値	12	15	15

■日中一時支援事業

事業所箇所数は、概ね見込量どおりでした。利用者数は、各年度とも見込量を下回りました。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	箇所	見込量	16	16	16
		実績値	16	17	17
	人	見込量	14	14	14
		実績値	4	7	7

■訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービスは、箇所数・利用者数ともに見込量どおりでした。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	箇所	見込量	2	2	2
		実績値	2	2	2
	人	見込量	2	2	2
		実績値	2	2	2

(3) 障害児支援事業の利用状況

(数値は、ただし令和5年度は実績等から推計した暫定値)

■児童発達支援

利用児童数、利用日数とも見込量をやや下回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	見込量	43	46	49
		実績値	39	36	38
	人日	見込量	3,369	3,602	3,835
		実績値	3,001	3,248	3,177

■放課後等デイサービス

利用児童数は、各年度とも見込量を下回りました。利用日数は、令和3年度は見込量をやや上

回りましたが、令和4・5年度は下回りました。全体的には増加傾向にあります。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人	見込量	71	88	102
		実績値	65	62	71
	人日	見込量	9,059	11,249	13,044
		実績値	9,086	9,211	10,437

■保育所等訪問支援

利用児童数は、令和3年度は見込量を下回りましたが、令和4年度は見込どおり、令和5年度はやや上回りました。利用日数は、各年度とも上回り、増加傾向にあります。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人	見込量	10	10	10
		実績値	8	10	11
	人日	見込量	20	20	20
		実績値	27	58	65

■居宅訪問型児童発達支援

各年度とも利用はありませんでした。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人	見込量	0	0	0
		実績値	0	0	0
	人日	見込量	0	0	0
		実績値	0	0	0

■障害児相談支援

利用児童数は、各年度とも見込量を上回りました。

	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人分	見込量	77	81	87
		実績値	90	93	95

相談支援事業所等のヒアリングからの課題

相談支援事業所等を対象に、障がい者を取り巻く現状と課題について意見をいただきました。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定に関係の深い意見・課題を抽出し整理しました。

相談支援事業所、障がい者施設、障害福祉サービス事業所等から

障害福祉（児）サービス全般

- 利用者の個別的支援が多岐にわたり必要となってきた。
- 児童発達支援で、多動性や衝動性、他害行為等、個別対応が必要な児童が増えている。
- 障がい特性の多様化や、高齢者の権利擁護、医療等幅広い視点で、その家族と行政機関との連携が重要になっている。
- 「高齢化対応」と「重度・行動障害対応」に二極化が進んでいる。
- 利用者の必要に応じたサービス、特に困難事例についての相談支援事業所と行政の連携。
- 就労支援後の継続的な支援を行うためのハローワークとの連携。
- 身体に障がいのある方が、日中過ごす場所として、生活介護の事業所が少ない。
- 福祉サービスの過剰利用を防ぐには、適正な計画に基づいたサービスを提供していく必要がある。
- 短期入所事業の緊急時の受入が施設の体制により様々で、利用調整や受入対応に苦慮している。
- 在宅者の緊急時の受け入れ先不足に加え、新規利用は受け入れる側も利用する側も、共に不安があり、十分機能しているとは言いがたい。

障がい者（児）の家庭状況

- 障がいのある方本人だけでなく、家族全体に問題のあるケースが増えてきている。
- 障がいのある子どもを持つ親への総合的な支援。
- 障がいのある子どもをもつ親は、子どもの将来を心配している。入所施設や短期入所の利用がスムーズに出来ないことも不安要素となっている。

障がい者（児）の居住環境

- 障がい者が地域で生活するには住宅の確保が必須となるが、公営住宅、民間住宅とも保証人の問題がある。
- 地域移行や就労移行時に不足しているのが、居住の場の確保と就職後のフォローアップ。

医療的ケア児

- 医療的ケアを要する障がい児への対応の充実や、重症心身障がい児の保護者負担の軽減（移動支援、入浴サービス、実効性のあるレスパイト等）、保育所、幼稚園、小学校等の受入体制の充実。

障害者虐待・差別

- 障がい者の尊厳や地域生活実現に向けた体制整備の推進、障がい者虐待防止、障がい者の差別解消に対する理解・啓発。
- 障がい者差別解消支援地域協議会の設置。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

- 精神障がい者の地域移行は、福祉的アプローチだけでなく医療を主体とするサイドへの制度の周知と理解が必要。
- 施設入所者、精神障がい者共に地域住民の理解によるところが大きい。
- 広域的な支援体制の整備を目指し、地域移行を進めたい医療機関とそれを担う地域移行支援者など、狭い範囲からの取り組みを地道に続けていくこと。
- 精神科病院の事業への理解や事業を実施するスタッフの知識・技術向上、利用者への事業についての説明機会の確保など。
- 精神科病院からの積極的な退院の促進、在宅生活の支援体制の確立。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの整備について、自立支援協議会でもっと協議してもらいたい。
- 行政、関係機関、地域住民との話し合いを推進し、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムが正しく理解されるような取り組みをお願いしたい。
- 地域の自立支援協議会を中心に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの整備を進めてほしい。

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの整備のためには、地域で必要とするサービスの確保と相談支援体制の充実（基幹相談支援センター、委託相談支援、特定・一般相談支援）が必要。また、町の保健師、医療機関、福祉機関等、関係機関が日常的に情報交換を行い、障がいのある方を、チームとして継続的に支援していくことが必要。

災害対策

- 南海トラフに備え、避難訓練を実施し、想定されることを抽出してもらいたい。
- 災害時の避難支援について、障がい者は健常者と比べて避難スピードも遅く、距離（高台や上層階建物）があると後方に取り残されるのではないかと心配している。
- 災害時避難施策について、個人の位置検出タグの採用を考えてみてはどうか。

福祉制度

- 福祉サービスを利用するには計画の作成は必要だが、区分認定やサービスの支給決定時期を見直し、支援する側と利用する側、双方の負担が軽くなるようにしてほしい。
- グループホームに世話人がいるだけでは十分な支援とは言えない。
- 虐待事例のように、緊急時の短期入所の利用をスムーズにしてほしい。
- 松茂町独自のサービスを考えてほしい。
- 保健・医療・福祉と教育機関等との連携が取りにくい。保護者一人で頑張らなくても、各専門機関相互で連携・情報共有が出来れば、本人対応にも均一性がとれ、本人の安定に繋がる。
- 障がい者の社会参加事業では、対象者の高齢化により参加者が減少している。

その他

- 福祉サービスに繋がっていない軽度障がい者の情報連携。
- 障がい者福祉があまり身近では無く、高齢者福祉と比較して関心が薄いように感じる。
- 福祉サービスを受けている方と、これから福祉サービスを受けようとする方が、情報交換できるような場所があればいいと思う。
- 地域で安心して暮らせるための町づくりや、市町村間の連携。
- 障がい児・者に対する情報提供が不足している。
- 地域生活拠点の整備、基幹型相談センターの整備、精神障害者の地域移行、自立支援協議会の充実。

- 手を挙げ「SOS」を出している場合は、手を差し伸べる行政であってほしい。
- 仲介できる専門職の力量を育ててほしい。

＜まとめ＞ヒアリングから見える主な課題

- 障がい者（児）の障がい特性の多様化の対応
- 障がい者（児）本人、及び家族への包括的な支援
- 緊急時の受入体制（短期入所など）
- 障がい者の住居確保（保証人等の問題）
- 医療的ケア児の受入体制の充実
- 障がい者差別解消や虐待防止の体制整備の推進
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの整備
- 精神障がい者等地域移行へ向けての地域での受け入れ体制の整備
- 災害時における障がい者（児）の避難支援などの充実
- 障がい者（児）サービスを利用している方の中での情報共有
- 市町村間の情報連携や発信
- 地域生活支援拠点の整備

第3章 計画の基本的な考え方

本町では、第五次松茂町総合計画において、「安全で安心 豊かな心を育む 松茂町」を将来像とし、その実現に向けた基本目標のひとつとして「生涯安心 健康福祉のまちづくり」を掲げています。

また、令和3年3月に策定した「第3次松茂町障がい者計画」（令和3年度～令和8年度）では、『すべての人がいきいきと安心して暮らせる自立と共生のまちづくり』を基本理念としており、本計画においても、その基本理念を踏襲し、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

本計画では、『すべての人がいきいきと安心して暮らせる自立と共生のまちづくり』を基本理念としたうえで、国の基本指針に基づき、以下の7点について令和8年度までの実施目標を設定し、また、今後の障害福祉サービス等の見込みと確保方策を定めます。

【国の基本指針のポイント】

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

第4章 障害福祉サービス等の実施目標

1

実施目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

令和4年度末の施設入所者の6%以上が、令和8年度末までに地域移行し、施設入所者数を5%以上削減することを目標と定めています。

【松茂町における実施目標】

令和4年度末時点の施設入所者数	21人
令和8年度末までの地域移行者数目標	2人 (9.5%移行)
// 施設入所者数目標	19人 (9.5%削減)

【今後の取り組み】

施設入所者のうち地域での生活が可能な方について、本人や家族の意向を尊重しながら、グループホームへの移行を支援します。また、地域移行支援・地域定着支援の事業を活用し、地域生活を継続できるよう支援します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

精神障がい者について、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上、精神病床における1年以上の入院患者数の減少、また早期退院率を3ヶ月後68.9%以上、6ヶ月以後84.5%以上、1年後91.0%以上を目標と定めています。

【松茂町における実施目標】

保健・医療・福祉関係者による協議の場	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、引き続き板野郡自立支援協議会で協議を行う。
--------------------	--

【今後の取り組み】

基本指針で国から求められている項目は、徳島県が指標の設定を行うため、本町では、設定を行いません。ただし、本町においても精神に障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることが出来るよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議を行います。

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

各市町村（圏域）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと、また、強度行動障害を有する方に関し、圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとされています。

【松茂町における実施目標】

地域生活支援拠点等	令和5年度末時点で未設置の地域生活支援拠点について、令和6年度中の整備に向けて協議を行う。
機能の充実	運用状況の検証及び検討については、地域生活支援拠点整備の協議と並行して行う。

【今後の取り組み】

地域生活支援拠点等について、令和6年度中の整備を目標に、板野郡広域での整備に向け協議を進めます。また、強度行動障害を有する方に関し、圏域において支援ニーズを把握し、支

援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を、就労移行支援事業者の5割以上とする、就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度末実績の1.41倍以上、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を、2割5分以上とすることを目標と定めています。

【松茂町における実施目標】

令和3年度における 一般就労への移行実績	3人
令和8年度における 一般就労への移行目標	4人 (1.33倍)
令和3年度末における 就労定着支援事業の利用者数	3人
令和8年度末における 就労定着支援事業の利用者数目標	5人 (1.66倍)
令和8年度末における就労移行率が 5割以上の就労移行支援事業所数目標	1か所
令和8年度末における就労定着支援事業利用 終了後一定期間の就労定着率が7割以上 となる就労定着支援事業所数目標	1か所

【今後の取り組み】

就労移行支援事業や就労継続支援A型事業の利用者で、一般就労を希望する人たちへのサポートを図るとともに、ハローワーク等関係機関との情報交換や連携を図りながら、障がいのあ

る人の一般就労を促進します。また、就労移行支援事業所や相談支援事業所との連携のもと、就労移行支援事業の利用を促進します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

児童発達支援センター及び重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を、各市町村又は各圏域に1か所以上設置、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築することとされています。

【松茂町における実施目標】

児童発達支援センター	令和5年度：1カ所（設置済）→令和8年度：1か所（継続）
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	令和5年度：0カ所→令和8年度：1か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	令和5年度：1カ所（設置済）→令和8年度：1か所（継続）

【今後の方向性】

児童発達支援センター及び重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、すでに設置済です。

今後は、障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）の推進体制の構築、及び医療的ケア児への支援の充実に向けて、児童発達支援センター、保育施設等、子ども家庭支援室、子育て世代包括支援センター、板野郡自立支援協議会など、障がい福祉・保健・医療・保育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

各市町村において、基幹相談支援センターを設置、また協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を進めることとされています。

【松茂町における実施目標】

地域生活支援拠点の整備 (再掲)	令和5年度：0カ所→令和8年度：1カ所
協議会における個別事例の検討を通じた 地域サービス基盤の開発・改善	運用状況の検証及び検討については、地域生活支援拠点整備の協議と並行して行う。

【今後の取り組み】

地域における相談支援の中核的組織となる地域生活支援拠点を、令和6年度中の整備を目標に、板野郡広域での整備に向け協議を進めます。総合的・専門的な相談支援を行うことの出来る体制を整備します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針】

各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制の構築を進めることとされています。

【松茂町における実施目標】

各研修の活用	県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ、町内サービス提供事業所職員の参加を促す。
--------	---

【今後の取り組み】

利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や、各種情報の共有などを事業所に対して働きかけ、サービスの質の向上に取り組めます。

(1) 訪問系サービス

【サービスの内容】

①居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、当該障がい者が、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

④行動援護

障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

【利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	49	51	53
	時間	10,200	10,800	11,300

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業者と連携し、より効率的なサービス提供体制を推進するとともに、障がいの特性を理解した適切なサービス提供が出来るよう、ホームヘルパーの確保、養成に務めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの内容】

①生活介護

障害者支援施設等で、常時介護を要する方に対し、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

②自立訓練（機能訓練）

身体障がいの有する方に対し、当該障がい者が通所する障がい者支援施設若しくはサービス事業所、又は当該障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がい有する方に対し、当該障がい者が通所する障がい者支援施設若しくはサービス事業所、又は当該障がい者の居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支

援を行います。

④就労選択支援

令和7年10月から開始となるサービスで、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援していきます。

⑤就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に対し、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

⑥就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障がい者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑦就労継続支援（B型）

企業等に雇用されることが困難な障がい者のうち、企業等に雇用されていたが、年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても企業等に雇用されるに至らなかった方、その他の企業等に雇用されることが困難な方に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑧就労定着支援

就労支援を受けて一般就労した障がい者が、就職した企業等での就労の継続を図るため、生活面での課題を把握するとともに、一定期間、企業や関係機関等との連絡調整や、問題解決等に向けた必要な支援を行います。

⑨療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する方に対し、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

⑩短期入所（ショートステイ：福祉型）

居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設等に短期間入所する障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

⑪短期入所（ショートステイ：医療型）

居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、病院・診療所・介護老人保健施設等に短期間入所する障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

【利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	37	38	39
	人日	8,700	9,000	9,200
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	人日	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	3	3	3
	人日	400	400	400
就労選択支援	人	—	1	1
	人日		60	60
就労移行支援	人	5	5	5
	人日	770	770	770
就労継続支援（A型）	人	8	9	10

	人日	1,900	2,100	2,300
就労継続支援（B型）	人	36	37	38
	人日	7,800	8,000	8,200
就労定着支援	人	2	2	2
療養介護	人分	2	2	2
短期入所（ショートステイ：福祉型）	人	3	3	3
	人日	90	90	90
短期入所（ショートステイ：医療型）	人	0	0	0
	人日	0	0	0

【見込量確保のための方策】

特別支援学校の卒業見込者の新規利用者のニーズを適切に把握し、増加が見込まれるサービスについて、サービス提供事業者との連携を強化します。

（3）居住系サービス

【サービスの内容】

①自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障がい者への定期的な訪問等により、自立した生活を営む上で、必要な助言や情報提供、医療機関等との連絡調整を行います。

②共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

③施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生

活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	11	12	13
施設入所支援	人	21	21	21

【見込量の確保のための方策】

障がい者の地域移行のため、特に地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）への移行を推進します。

(4) 相談支援

【サービスの内容】

①計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

②地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

③地域定着支援

入所施設や精神科病院等から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

【利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	108	111	114
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0

【見込量確保のための方策】

障がい福祉サービス利用者を計画的に支援するため、サービス提供事業者との連携を強化するとともに、専門人材の確保に努めます。

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

【サービスの内容と利用見込量】

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。今後、関係機関等と連携し、実施を目指します。

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。今後、関係機関等と連携し、実施を目指します。

③相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために

必要な援助（相談支援事業）を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域において障がい者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、相談支援事業を実施するにあたって、板野郡自立支援協議会を活用し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	箇所数	8	8	8

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。また、権利擁護支援の方策、申し立て調整や後見人等候補者等の検討を行う、支援検討会議への参加をします。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用 支援事業	人	3	3	3

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

(2) 手話通訳者設置事業

手話通訳者を設置し、聴覚障がい者とのコミュニケーションが必要な場合に手話を用いてその仲介を行います。医療機関の受診同行、役場への書類提出や、相談の同行、会議・講演会の通訳等を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件 (利用見込)	183	183	183
手話通訳者設置事業	人 (設置見込)	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件 (給付等見込件数)	1	1	1
自立生活支援用具	件 (給付等見込件数)	1	1	1
在宅療養等支援用具	件 (給付等見込件数)	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件 (給付等見込件数)	1	1	1
排せつ管理支援用具	件	205	205	205

	(給付等見込件数)			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件 (給付等見込件数)	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように手話奉仕員を養成します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人 (養成講習修了 見込者数)	1	1	1

⑨移動支援事業

(1) 個別支援型

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

(2) 車両輸送型

在宅の車いす使用者等で、一般の交通手段の利用が困難な身体障がい者を対象に、外出時において、リフト付きワゴン車での送迎サービスを提供します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動援事業 (個別支援型)	人	17	17	17
	時間	1,800	1,800	1,800
移動援事業 (車両移送型)	人	4	4	4
	時間	100	100	100

⑩地域活動支援センター事業

障がい者が通うことにより、創作的活動又は生産活動の機会、社会との交流機会を提供する地域活動支援センターの機能を強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1
	利用見込人数	15	15	15

【見込量確保のための方策】

障がいの程度に応じた事業の実施のため、サービス提供事業所と連携し、その質の向上に努めます。

(6) 地域生活支援事業（任意事業）

【サービスの内容と利用見込量】

①日中一時支援事業

障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息取得を促進します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所数	17	17	17
	利用見込人数	7	7	7

②訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な障がい者等に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	箇所	2	2	2
	利用見込人数	1	1	1

■その他の任意事業実施状況

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成	実施	実施	実施
自動車改造費助成	実施	実施	実施
生活訓練等（地域パソコン講座）	実施	実施	実施
社会参加支援 （スポーツ・レクリエーション教室）	実施	実施	実施
社会参加支援（文化芸術活動振興） トールペインティング教室	実施	実施	実施
社会参加支援（点字・声の広報発行）	実施	実施	実施
社会参加支援（奉仕員養成研修）	実施	実施	実施
権利擁護支援 （障害者虐待防止対策支援）	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズを的確に把握するとともに、各事業についての情報提供に努めます。

(1) 障がい児通所支援

【サービスの内容】

① 児童発達支援

未就学の障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

※医療型児童発達支援は令和6年4月1日から児童発達支援に一元化されます。

③ 放課後等デイサービス

就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がい児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児で障がい児通所支援等を利用するための外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、訓練等の発達支援を行います。

【利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	40	42	44
	人日	3,300	3,500	3,700
放課後等デイサービス	人	75	80	85
	人日	11,100	11,800	12,600
保育所等訪問支援	人	12	12	12

	人日	70	70	70
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業者と連携し、障がいの特性を理解した適切なサービス提供に努めます。

(2) 障がい児相談支援

【サービスの内容】

障がい児通所支援を利用する障がい児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

【利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	100	105	110

【見込量確保のための方策】

障がい児支援に関わる町の関係部署や関係機関、事業者等と連携し、横断的なサービス提供体制を確保します。

これまで、第4章に掲載した取り組み以外にも、相談支援事業所等からのヒアリング結果を踏まえ、次の施策にも取り組みます。

○板野郡自立支援協議会の活用

板野郡自立支援協議会を中心に、地域生活や就労支援について課題を抽出し、板野郡広域で連携して、支援体制の充実を図っていきます。また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を図ります。

○国・県、関係機関との連携

障がい者施策は、国や県の施策や制度に関わる分野が多いため、必要に応じて国・県、関係機関と連携して施策の推進に取り組みます。

○各種団体、住民の協力

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、障がい者団体等各種団体と連携し、施策の推進に取り組みます。

○障がい福祉施策に係る広報・啓発

障がい者やその家族が自立し、安心して暮らせるよう、各種相談窓口の充実を図り、その広報・啓発に努めます。また、障がい者に対する理解を促進し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

○災害時への備え

災害に備えて、平時から関係機関との連携を図るとともに、要援護者台帳の登録を促進するなど、災害時における要援護者の支援体制づくりを推進します。

○成年後見制度の利用促進

医療・介護・福祉・司法の各分野が連携した松茂町地域連携推進協議会により、権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切な支援につなげます。また、令和5年12月に設立された松茂町成年後見センターの周知に努め、成年後見制度の利用を推進します。

第5章 計画の推進

計画の推進体制

(1) 地域社会の理解促進

社会福祉協議会及び民生委員・児童委員とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

(2) 地域ネットワークの強化

障がい者施策にかかわる団体等の社会資源が十分に活用され、障がいのある人をはじめ、支援を必要とする地域住民にサービスが的確に届くよう、それぞれの継続的な活動を支援していきます。

(3) 障がい者施策推進のための人材確保・育成

障がい者施策の推進のため、職員・保健師などの行政側の人材確保・育成を図るとともに、施設職員など障がいのある人とかかわる人材の確保・育成に努めます。

(4) 庁内体制の整備

障がい者施策の推進のためには、福祉のみならず、保健・医療・教育・労働など、様々な分野の連携が必要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、障がい者施策の効果的・効率的な推進を図ります。

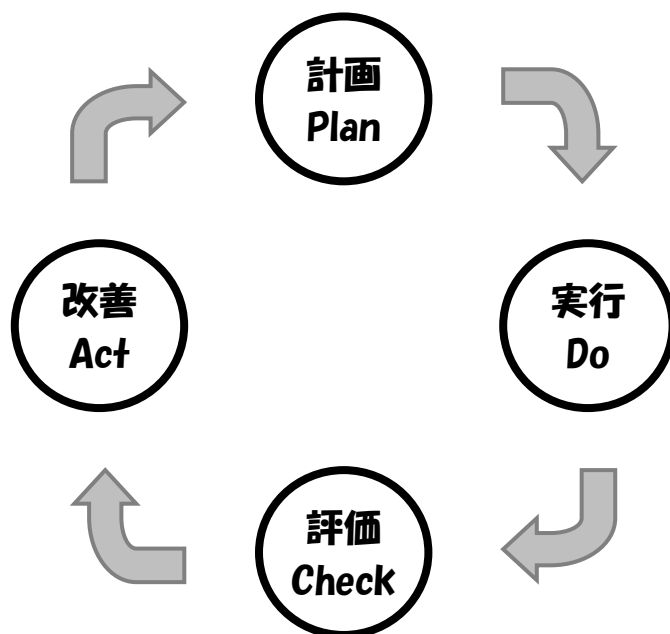
2

計画の評価と見直し

(1) PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

■PDCAサイクルのイメージ



計画 (Plan)	数値目標を設定し、障がい福祉サービスの見込み量を定める
実行 (Do)	計画に基づき事業を実施する
評価 (Check)	事業を実施した結果を定期的に把握し、評価を行う
改善 (Act)	評価の結果に基づき、必要があれば計画の見直し等を行う

(2) 計画におけるPDCAサイクル

成果目標及び活動指標について、定期的にその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、板野郡自立支援協議会等で計画の分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直しを行い、個々に対応するきめ細やかな施策（計画）の推進に努めます。

第7期松茂町障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）
第3期松茂町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）

発行年月 令和6年（2024）3月

発行 松茂町 福祉課

電話 088-699-8713

FAX 088-699-2141

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏 30 番地

メールアドレス

fukushi@town.matsushige.tokushima.jp